

議 案 第 9 6 号

富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市地域公共交通会議条例（平成27年条例第20号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地域公共交通計画の作成等を行うため、富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

富士見市地域公共交通会議条例（平成２７年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

題名中「地域公共交通会議」を「地域公共交通協議会」に改める。

第１条及び第２条を次のように改める。

（設置）

第１条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、富士見市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施について協議すること。
- （２）乗合旅客運送の態様等に関し、協議すること。
- （３）一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議すること。
- （４）市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関し、協議すること。
- （５）前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要と認める事項

第３条第１項中「交通会議」を「協議会」に、「２０人」を「２７人」に改め、同条第２項第２号及び第３号を次のように改める。

- （２）公共交通事業者等の代表者
- （３）公共交通事業者等が組織する団体の代表者

第４条本文中「委員」を「委員（次条第１項の臨時委員を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

第９条中「交通会議」を「協議会」に改め、同条を第１１条とする。

第８条中「交通会議」を「協議会」に改め、同条を第１０条とする。

第７条中「交通会議」を「協議会」に改め、同条を第９条とし、同条の前に次の１

条を加える。

(部会)

第8条 協議会は、道路運送法第9条第4項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議を部会において行う。この場合において、部会の協議をもって協議会の協議とする。

2 前項の部会の構成員は、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者であつて、協議会の委員であるもののうちから、会長が指名する。

3 協議会は、第1項の部会のほか必要に応じ、会長が指名する者を構成員とする部会を置くことができる。

第6条中「交通会議」を「協議会」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項及び第2項中「交通会議」を「協議会」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

第5条 第3条の規定にかかわらず、市長は、協議すべき事項について特に必要があると認めるときは、協議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、委嘱又は任命の日から第1項の協議が終了した日までとし、その期間は、2年を超えることができない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の富士見市地域公共交通会議条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により、委嘱され、又は任命されている者についての旧条例第4条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「委嘱又は任命の日から令和8年2月28日まで」とする。

3 令和8年3月1日から同月31日までの間において、この条例による改正後の富士見市地域公共交通協議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により、委嘱され、又は任命された者についての新条例第4条の規定の適用について

は、同条中「２年」とあるのは、「委嘱又は任命の日から令和９年７月２９日まで」とする。

（富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- ４ 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３９年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表５２の項中「地域公共交通会議委員」を「地域公共交通協議会委員」に改める。